

主要各国 PRTR 制度比較表

世界的にみて、化学物質の排出・移動情報を登録し開示する PRTR 制度が本格的に開始されたのは、1988 年の米国 TRI 制度を嚆矢とする。その後、英国、カナダ等で類似の制度が構築されるなど徐々に PRTR が普及し始めた。1996 年に至り OECD（経済協力開発機構）の理事会勧告がなされ、これを契機に急激に導入が促進され、現在では少数の例外を除き加盟各国で PRTR が制度化されている。我が国も、この時期に理事会勧告に従い制度の検討を開始し、1999 年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の完全の促進に関する法律」に基づき 2001 年度からデータの把握が開始された。

以上のような流れにより明らかなように、我が国 PRTR 制度は、既の実績のあった米国、英国、カナダ等に学び制度化された側面を持っているが、これらの諸国においてはその後実績を積み重ねる中で、多かれ少なかれ制度の見直しが図られている。また、我が国と相前後して新たに制度作りを行った国も多く、特に欧州諸国は、2003 年度から EPER（欧州環境汚染物質排出登録）の共通の枠組みの下で報告・開示を開始した上で、さらに統一された PRTR 制度を目指し動きを進めている。このように、世界の PRTR 制度は着実に進化しており、我が国もこうした動きを参考にしつつ継続的に制度を見直していく必要がある。

そこで今回の報告では、まずこうした観点から、最新の各国制度と我が国の PRTR 制度を比較し、検討の素材とした。

【対象とした国等】

比較対象国は、基本的には我が国以前に独自の PRTR 制度を構築している主要国を取り上げることとした。但し、オランダは現在制度を改定中でその動向が流動的であること、また北欧諸国は PRTR 制度とは若干異なる独自の操業許可制度に基づく環境報告を行っていることから、これらは対象から外した。代わって、欧州全体の動きと比較する観点から、EPER 及び PRTR 議定書の内容を表中に入れ込んだ。

この結果、比較表に取り上げることとなった諸国・国際機関（条約）は、次の通りである。

日本、米国、カナダ、EU（EPER 制度）PRTR 議定書（国連欧州経済委員会によるオーフス条約に基づく議定書）、英国、フランス、豪州、韓国

なお、フランスについては、これまでこの国際動向調査では調査対象としてこなかったが、本比較表作成にあたり、文献調査及びフランス環境省（Ministere de l'Ecologie et du Developpement Durable）の担当者へ問い合わせを通じて得られた情報を記載した。

【比較表の項目】

PRTR 制度の比較は、以下の 5 項目に分けて整理している。

1．基本情報

根拠法令、制度の開始年（可能な限り、制度の導入年と最初の報告が何年の排出データについていつ行われたかを明確に記述）、未報告や虚偽報告に対する法令上の罰則、各制度のホームページアドレスについて記載している。

2．対象物質

PRTR 制度対象物質数、対象物質のうち発ガン性物質など特別な指定を行っている特別指定物質の有無、対象物質の選定クライテリア、報告しきい値の有無、報告対象とする温室効果ガス・オゾン層破壊物質・大気汚染物質、多環芳香族化合物（PAH）を報告対象としている場合の報告範囲、ダイオキシン類の取扱いについて記載している。

3．対象事業者

対象事業者については、さらに 対象業種、 報告対象施設の定義、 報告対象事業者のすそ切りに分けて整理している。

「 対象業種」においては、PRTR 制度の対象業種、「 報告対象施設の定義」においては、直近年における報告施設数、根拠法令等における報告対象となる施設又は事業者の定義、日本の PRTR 制度における特別要件施設に相当する取扱いの有無、「 報告対象事業者のすそ切り」においては、雇用者数、年間取扱量、あるいは排出量の報告しきい値によるすそ切りの有無について記載している。

4．報告内容

報告内容は、各国・地域の各制度における報告書式における報告項目を記載したものである。報告施設情報、取扱い報告の有無、排出量、土壌への報告の有無、廃棄物の移動量の報告の有無（報告が求められる場合、マスでの報告か廃棄物中の有害物質の報告か）、排出削減活動、その他特徴ある項目、廃棄物処理施設や埋立処分場に対する特別配慮の有無について記載している。

5．データの公表

データの公表については、さらに 届出の集計データ、 届出外データ、 届出の個別データの分けて整理している。なお、PRTR 議定書は未発効であり、まだデータの公表は行

われていないため、ここでは取り上げていない。

「届出の集計データ」については、集計データの公表、2003年度の集計データの公表時期、集計データの公表頻度、集計データの公表ウェブサイトについて記載している。「届出外データ」については、小規模事業者による排出など届出要件の対象外となるものや農業や移動体などの非点源排出源からの排出といった届出外データの公表の有無、届出外排出量の推計方法について記載している。届出外データを公表しているのは、日本と豪州のみであるため、届出外排出量の推計方法についての記載もこの2ヶ国に限られている。「届出の個別データ」については、施設ごとの個別データの開示、企業秘密を除いた報告項目に対する公表状況（上述「4. 報告内容」の項目毎に公表状況を記述）、個別データを検索できるウェブ上のデータベース、データベースにおける地図検索機能の有無、加工できる生データの提供（生データをエクセル形式やアクセス形式によりダウンロードできる形で提供することにより、ユーザー自身によるデータベースの作成が可能となる）について記載している。

1. 基本情報

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
根拠法令	1999年「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」	1986年「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法」(EPCRA: Emergency Planning and Community Right to Know) 第313条	1988年「カナダ環境保護法」(CEPA1988: Canadian Environmental Protection Act) 第16条に基づき、1992年に法制化 現在1999年「カナダ環境保護法」(CEPA1999)	1996年統合汚染防止管理(IPPC)指令 2000年欧州環境汚染物質排出登録(EPER)決定	国連欧州経済委員会(UNECE)による1998年オース条約 2003年オース条約PRTR議定書	1990年環境保護法に基づく統合的汚染管理制度(IPC: Integrated Pollution Control) 汚染防止管理規則(Statutory Instrument 2000 No.1973) 第28条	2002年「汚染物質の排出年次報告」法令(la déclaration annuelle des émissions polluantes des installations classées soumises à autorisation)	1994年国家環境保護諮問委員会法に基づき、1998年に国家環境保護手法(NEPM)の一つとして策定	1996年改正有害化学物質管理法
制度開始年	2001年度の排出データについて、2002年度から届出、公表。	1986年EPCRA制定、1987年施行。 1988年の排出データについて、1989年に初めて公表。	1992年に制度構築、1993年から実施。 データベースでは1994年報告年から公表されているが、1993年にも届出、公表があった模様。	2001年の排出データについて、2003年に報告。 2004年公表。	未発効(署名国36ヶ国+欧州共同体)	1990年にCRI(Chemical Release Inventory)制度として開始。その後EPERに対応して、2001年に制度を改正。2002年の排出データから現在のPI制度に改定し、2003年公表。	1997年に任意制度として発足(1995年データを公表)、2003年から義務的の制度に移行。	1998年、NEPMの一部としてNPIの実施を決定。 1998年のデータについて、2000年に公表。	1996年有害化学物質法改正、1998年施行。 1998年の排出データについて、1999年届出、公表。
法令上の罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした者について、20万円以下の過料。	未報告、虚偽の報告につき、各違反につき、1日当たり25,000ドル(約290万円)を超えない民事罰。1997年1月30日以降の違反については、さらに27,500ドル(約320万円)に引き上げられている。	未報告については、告訴に基づく有罪判決は、100万カナダドルを超えない罰金又は3年を超えない禁固もしくは双方。即決裁判に基づく有罪判決は、30万カナダドルを超えない罰金又は6ヶ月を超えない禁固もしくは双方。 虚偽報告については、悪意の場合、告訴に基づく有罪判決は、100万カナダドル(1億円)を超えない罰金又は3年を超えない禁固もしくは双方。即決裁判に基づく有罪判決は、30万カナダドル(3,000万円)を超えない罰金又は6ヶ月を超えない禁固もしくは双方。 過失のある場合、告訴に基づく有罪判決は、50万カナダドル(5,000万円)を超えない罰金又は3年を超えない禁固もしくは双方。即決裁判に基づく有罪判決は、20万カナダドル(2,000万円)を超えない罰金又は6ヶ月を超えない禁固もしくは双方。	規定なし	規定なし	陪審によらない有罪判決の場合、20,000ポンド(約420万円)を超えない罰金。陪審審理による有罪判決の場合、20,000ポンドを超えない罰金もしくは2年を超えない禁固又は罰金及び禁固の両方 なお、環境庁ヒアリングでは、これまでには前例がないため、どのような罰金が科されることになるか不明とのことだった。	規定なし	NPIの実施権限は、州又は準州の環境庁にあり、報告義務違反に対する罰則は地域により異なる。但し、国家環境保護諮問委員会では、NPIの報告義務違反に対して、高額な罰金や禁固は課さないことを規定している。	未報告、虚偽の報告、排出量調査を行う公務員への調査妨害に対し、200万ウォン(約23万円)以下の罰金(刑事罰)、但し前例なし。
PRTR ホームページ	PRTR インフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html	Toxic Release Inventory http://www.epa.gov/tri/index.htm	National Pollutant Release Inventory http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/npri_home_e.cfm	European Pollutant Emission Register http://www.eper.cec.eu.int/	Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm	Pollution Inventory http://www.environment-agency.gov.uk/business/444255/446867/255244/?version=1&lang=e	Registre français des émissions polluantes http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php	National Pollutant Inventory http://www.npi.gov.au/	Toxic Release Inventory http://tri.nier.go.kr/

2. 対象物質 -

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
物質数	354 物質	581 物質 30 分類 30 分類のうち、3 分類に含まれる 58 物質を個々のものとして考えた場合、581+27+58= 666 物質	323 物質 (2004 年度)	50 物質	86 物質	170 物質 (2002 年度)	1.大気: 43 物質 2.水: 37 物質 3.毒性・発癌性物質: 56 (2003 年)	90 物質 (2003 年度)	388 物質 (2005 年度)
特別指定物質	354 物質のうち、発がん性のある 12 物質を「特定第一種指定化学物質」として指定。	残留性、生体蓄積性、有毒性のある物質 16 物質と 4 化合物を PBT 物質として指定。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	発ガン性、突然変異誘発性、生殖毒性のある 15 物質を CMR 物質として指定。
選定クライテリア	<p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が に該当するもの</p> <p>オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの</p> <p>のいずれかに該当し、かつ、</p> <p>その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質</p>	<p>人への健康影響 (発ガン性、急性毒性、慢性毒性等) 及び生態毒性を考慮。</p>	<p>1998 年～2000 年に設置された NPRI 特別物質作業部会の勧告を受け、対象物質の増加・削減について 5 つの「決定要素 (Decision Factors)」を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該物質は NPRI のクライテリアを満たすか (健康及び環境上の懸念) ・当該物質の放出について施設からの排出が大きく影響しているか ・当該物質を対象とすることは一以上の NPRI の目的に資するか ・当該物質は他の手段で報告されているか ・当該物質は既に何らかの形で NPRI に取り込まれていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPPC 指令附属書 のリストを勘案し、大気への排出と水への排出を区別する。 ・既に国際的な報告要件の存在する汚染物質を含める ・個々の化学物質の混合物、物質グループ ・大気と水両方が対象となる汚染物質数を制限する。 <p>また、物質の選定に当たっては、以下の国際的な化学物質目録を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長距離越境大気汚染条約 ・気候変動枠組条約 ・欧州大気汚染排出プログラム ・水枠組み指令優先物質リスト ・有害物質に関するオスロ・パリ委員会 ・バルト海洋環境保護委員会 	<p>下記国際的取り決めを基に策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EPER 物質リスト ・ EU 水枠組み指令の優先物質リスト ・国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) に基づき規制される主要物質 ・ POPs 条約、PIC 条約、北東大西洋の海洋保護条約、船舶からの汚染防止条約、長距離越境大気汚染条約に基づき規制される物質 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPER 対象物質 ・ 環境及び人の健康に影響を与える可能性のある物質 (国内法・国際条約規制物質など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPER 対象物質 ・ 人への急性毒性、発癌性、生態毒性等及び環境に影響を与える物質: <ul style="list-style-type: none"> - 水・大気・土壌における危険性のある物質全般 - 工場・牧畜施設等による廃棄物 	<p>1997 年に設置された専門諮問パネル (Technical Advisory Panel) が、以下 3 つの観点から NPI の対象とすべき物質を勧告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境上の影響 ・ 人の健康への影響 ・ 暴露 <p>TAP は、上記 3 つの観点から、選定した物質に対し、環境及び人の健康への影響に対する 0 から 3 のハザードスコアをつけて、リスクスコアを算出。</p> <p>リスクスコア = (環境ハザードスコア + 人の健康ハザードスコア) × 暴露</p> <p>この方式により算出されたリスクスコアは 0 から 18 で、TAP はリスクスコア 3 以上の物質 (= 89 物質) に VOC を加えた 90 物質について、NPI の対象とすべきことを勧告した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒物および観察物質 (人の健康又は環境にリスクを与える有害性のある化学物質) ・ 環境汚染物質 (各環境関連法に規定されている汚染物質) ・ 揮発性有機化合物 ・ 農薬

2. 対象物質 -

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
報告しきい値	なし	なし	多環芳香族化合物 (PAHs) : 付随的な製造及び排出、リサイクルのための処分又は移動についての総量 50kg を超えた場合、あるいはクレオソートを使用した木材保管についてはすべて。 一酸化炭素、NO ₂ 、PM など基準大気汚染物質 : 大気への排出について物質ごとに 0.3 トンから 20 トンのしきい値。 VOC : 大気への排出について 10 トン以上。	物質毎に、年間排出量のしきい値。 <例> カドミウム及び化合物 大気 10kg/年 水 5kg/年 CO ₂ 大気 10万トン/年 ベンゼン 大気 1,000kg/年 フェノール 水 20kg/年	次のいずれかを各国が選択。 A 方式 : 物質毎、排出媒体毎に、排出・移動量の報告しきい値を設定 <例> 鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年 B 方式 : 物質毎の年間製造量等でしきい値を設定 例 : 鉛 - 製造・加工・使用 50kg/年	2002 年報告年から EPER への対応の一環として制度を見直し。しきい値は以下の方法で物質ごとに設定。 ・ EPER 対象物質に対しては、EPER が求めているしきい値を適用。 ・ 従来の PI 制度の下でのしきい値を適用。 ・ その他の場合は、大気への排出は年間 100kg、水への排出は年間 1kg を適用。 IPPC 対象施設の全排出のうち、90-95% を捉えることをねらって報告しきい値が設定されている。	以下の方法で物質ごとに設定。 ・ EPER 対象物質に対しては、EPER が求めているしきい値を適用 ・ その他の物質については、旧来の排出目録制度で適用されていたしきい値を適用 <例> 鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 100kg/年	なし	なし
温室効果ガス*	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O : × PFC : × SF ₆ : × HFC : ×	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O : × PFC : × SF ₆ : × HFC : ×	CO ₂ : CH ₄ : × N ₂ O : × PFC : × SF ₆ : HFC : × 多量排出企業を対象に 2004 年から試験的に報告	CO ₂ : CH ₄ : N ₂ O : PFC : SF ₆ : HFC :	CO ₂ : CH ₄ : N ₂ O : PFC : SF ₆ : HFC :	CO ₂ : CH ₄ : N ₂ O : PFC : SF ₆ : HFC :	CO ₂ : CH ₄ : N ₂ O : PFC : SF ₆ : HFC :	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O : × PFC : × SF ₆ : × HFC : ×	CO ₂ : × CH ₄ : × N ₂ O : × PFC : × SF ₆ : × HFC : ×
オゾン層破壊物質**	CFC : HCFC : HBFC : × ハロン : 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : プロモクロロメタン : ×	CFC : HCFC : HBFC : × ハロン : 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : プロモクロロメタン : ×	CFC : HCFC : HBFC : × ハロン : 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : × 臭化メチル : プロモクロロメタン : ×	CFC : × HCFC : × HBFC : × ハロン : × 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : × プロモクロロメタン : ×	CFC : HCFC : HBFC : × ハロン : 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : × プロモクロロメタン : ×	CFC : HCFC : HBFC : ハロン : 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : プロモクロロメタン : ×	CFC : HCFC : HBFC : × ハロン : × 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : × プロモクロロメタン : ×	CFC : × HCFC : × HBFC : × ハロン : × 四塩化炭素 : × 1,1,1-トリクロロエタン : × 臭化メチル : × プロモクロロメタン : ×	CFC : × HCFC : × HBFC : × ハロン : × 四塩化炭素 : 1,1,1-トリクロロエタン : 臭化メチル : プロモクロロメタン : ×
大気汚染物質***	CO : × SO ₂ : × NO _x : × VOC : PM : × VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO : × SO ₂ : × NO _x : × VOC : PM : × VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO : SO ₂ : NO _x : VOC : PM : NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO : SO ₂ : NO _x : VOC : PM : NO ₂ NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO : SO ₂ : NO _x : VOC : PM : NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO : SO ₂ : NO _x : VOC : PM : NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO : SO ₂ : NO _x : VOC : PM : NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO : SO ₂ : NO _x : VOC : PM : NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO : SO ₂ : × NO _x : × VOC : PM : × VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律の対象物質。

** オゾン層保護法の対象物質。

*** 大気汚染防止法の対象物質。

2. 対象物質 -

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
多環芳香族化合物 (PAH)	報告対象ではない	<p>PBT規則により2000年度から報告対象。以下、21物質について総計を報告する。</p> <p>Benzo(a)anthracene Benzo(a)phenanthrene (chrysene) Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(j)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Benzo(j,k)fluoranthene (fluoranthene) Benzo(r,s,t)pentaphene Dibenz(a,h)acridine Dibenz(a,j)acridine Dibenz(a,h)anthracene Dibenzo(a,e)fluoranthene Dibenzo(a,e)pyrene Dibenzo(a,h)pyrene Dibenzo(a,l)pyrene 7H-Dibenzo(c,g)carbazole 7,12-Dimethylbenz(a)anthracene Indeno(1,2,3-cd)pyrene 3-Methylcholanthrene 5-Methylchrysene Nitropyrene</p> <p>◇ 報告ガイダンス Guidance for Reporting Toxic Chemicals: Polycyclic Aromatic Compounds Category http://www.epa.gov/tri/guide/docs/2001/pacs2001.pdf</p>	<p>2000年度から以下17多環芳香族化合物について総計もしくは個々の物質ごとに報告。</p> <p>Dibenz(a,j)acridine Benzo(a)anthracene Benzo(a)phenanthrene Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(e)pyrene Benzo(g,h,l)perylene Benzo(j)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Dibenzo(a,h)anthracene Dibenzo(a,l)pyrene 7H-Dibenzo(c,g)carbazole Fluoranthene Indeno(1,2,3-c,d)pyrene Perylene Phenanthrene Pyrene</p> <p>◇ 報告ガイダンス Guide for Reporting to the National Pollutant Release Inventory 2003 http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/2003Guidance/Guide2003/oc_e.cfm</p>	<p>大気及び水ともに、下記6 Borneff PAH の総計を報告する。</p> <p>Benzo(a)pyrene Benzo(ghi)perylene Benzo(k)fluoranthene Fluoranthene Indeno(1,2,3-cd)pyrene Benzo(b)fluoranthene</p> <p>◇ 報告ガイダンス Guidance Document for EPER implementation http://europa.eu.int/comm/environment/ipcc/eper/eper_en.pdf</p>	<p>長距離越境大気汚染条約の POPs 議定書により、以下の4物質を PAH とする。</p> <p>Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(k)fluoranthene Indeno(1,2,3-cd)pyrene</p>	<p>大気及び水ともに、下記6 Borneff PAH の総計を報告する。</p> <p>Benzo(a)pyrene Benzo(ghi)perylene Benzo(k)fluoranthene Fluoranthene Indeno(1,2,3-cd)pyrene Benzo(b)fluoranthene</p> <p>Benzo(a)pyrene のみ、個別の報告を要する。</p> <p>◇ 報告ガイダンス Pollution Inventory Reporting Guidance Note http://www.environment-agency.gov.uk/commondata/acrobat/reportg_guidance_v041_859069.pdf</p>	<p>多環芳香族化合物：大気及び水ともに PAH の総計を報告する。なお、その他、有害性・発ガン性の分類において、Benzo(a)pyrene の報告も要する。(2002年)</p>	<p>米国 EPA の16の優先 PAH 物質(もしくはデータが入手可能なもの)について、個々の PAH ごとに報告するのではなく、下記16物質の総計を総 PAH として報告する。</p> <p>Acenaphthene Anthracene Acenaphthylene Benz(a)anthracene Benzo(a)pyrene Benzo(b)fluoranthene Benzo(ghi)perylene Benzo(k)fluoranthene Chrysene Dibenz(ah)anthracene Fluoranthene Fluorene Indeno(123-cd)pyrene Naphthalene Phenanthrene Pyrene</p> <p>◇ 報告ガイダンス National pollutant Inventory Guide (V. 3.1) http://www.npi.gov.au/handbooks/pubs/npiguide.pdf</p>	報告対象ではない
ダイオキシン類の取扱い	<p>報告対象</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法第2条(2)に規定する特定施設が設置されている事業所について、排出量・移動量を報告</p>	<p>報告対象</p> <p>年間取扱量(非意図的生成物を含む)0.1グラム以上。</p>	<p>報告対象</p> <p>排出量でのすそ切りはない。</p> <p>ダイオキシン/フラン又はヘキサクロロベンゼンを偶発的に製造するおそれがある施設で特定事業活動を行う施設(鉄鋼、セメント、電力等)は全て NPRI の報告を行う。</p>	<p>報告対象</p> <p>排出しきい値 1g 以上。</p>	<p>報告対象</p> <p>排出しきい値 1g 以上。</p>	<p>報告対象</p> <p>排出しきい値 0.01g 以上。</p>	<p>報告対象</p> <p>法令様式における表では、排出しきい値 0.01g/年以上となっている。</p>	<p>報告対象</p> <p>年間 2,000 トン以上の燃料又は廃棄物を燃焼、年間 60,000MWh 以上のエネルギー(例えば電気)を消費、又は最大電力消費 20MW 以上の施設。</p>	報告対象ではない

3. 対象事業者 - 対象業種

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
対象業種	<p>以下、兼業している業種が1つでも該当すれば対象</p> <p>1 金属鉱業 2 原油・天然ガス鉱業 3 製造業 4 電気業 5 ガス業 6 熱供給業 7 下水道業 8 鉄道業 9 倉庫業 10 石油卸売業 11 鉄スクラップ卸売業 12 自動車卸売業 13 燃料小売業 14 洗濯業 15 写真業 16 自動車整備業 17 機械修理業 18 商品検査業 19 計量証明業 20 一般廃棄物処理業 21 産業廃棄物処分量 22 高等教育機関 23 自然科学研究所</p> <p>注：公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。</p>	<p>SIC (標準産業分類) コード 20～30 の製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品 ・ 煙草 ・ 繊維 ・ 衣服・繊維製品、 ・ 木材・木製品 ・ 家具・装備品 ・ 紙・紙加工品 ・ 印刷・出版 ・ 化学、石油精製 ・ ゴム・プラスチック ・ 革・革製品 ・ 窯業・土石製品 ・ 貴金属 ・ 金属加工 ・ 一般機械器具・コンピュータ機器 ・ 電気機械機器 ・ 輸送用機械器具 ・ 精密機械器具 ・ その他の製造業 <p>1998 年度から非製造業 7 業種が追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鉱業 ・ 炭鉱業 ・ 電力 ・ RCRA-C 有害廃棄物処理処分量 ・ 化学物質及び化学品卸販売業 ・ 石油販売業 ・ 溶剤回収業 <p>連邦施設も 1994 年に追加</p>	<p>以下に掲げる適用除外施設に該当しない施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・訓練施設 ・ 試験・研究施設 ・ 輸送車両整備・修理施設 ・ 燃料流通・保管・小売施設 ・ 対象物質を含む製品及び対象物質の卸・小売施設 ・ 農林水産に係る施設 (加工・利用施設は除く) ・ 鉱物採掘のための施設 (さらに加工処理を行う施設は除く) ・ 石油・ガス掘削施設 ・ 歯科医業 	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <p>対象とする事業活動の各部門は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー ・ 金属製造、加工 ・ 鉱業 ・ 化学工業、化学製造設備 ・ 廃棄物管理 ・ その他 	<p>業種ではなく、事業活動により報告対象事業者を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー ・ 金属製造、加工 ・ 鉱業 ・ 化学工業 ・ 廃棄物、排水管理 ・ 製紙業、木材製造、加工 ・ 集約的畜産、水産 ・ 飲食料分野の動植物製品 ・ その他 	<p>「2000 年汚染防止管理 (PPC) 規則 (EU/IPPC 指令の国内法)」パート A 規制事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料・電力生産 ・ 金属生産・加工 ・ 鉱物産業 ・ 化学産業 ・ 廃棄物処理・リサイクル ・ その他の産業 (パルプ・紙・ボール紙生産や道路舗装作業を含む) <p>◇ PPC規則パートA対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理業 ・ 放射性物質の使用許可を得ているサイト 	<p>IPPCの対象業種・活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料・電力生産 ・ 金属生産・加工 ・ 鉱物産業 ・ 化学産業 ・ 飲食品工業 ・ 廃棄物処理 ・ リサイクル ・ その他の産業 - 畜産業 - パルプ・紙 - 繊維・皮革 - 3 t/h 以上、又は、10 t/日以上以上の廃棄物を排出している施設 	<p>以下に掲げる適用除外施設に該当しない施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国境外にある固定施設で操業されている移動排出源 (空輸、海上輸送等) ・ 石油小売施設 ・ 20 人未満のクリーニング施設 ・ スクラップ金属処理施設 ・ 農業施設 (農業生産のみを目的とする。集約的でない畜産業も含む) <p>実際は、各業種別に排出量の算定方法などを示した NPI 産業ハンドブックが発行されている業種が報告対象となる。</p> <p>http://www.npi.gov.au/handbooks/approved_handbooks/index.html</p>	<p>以下の指定 36 業種に該当する事業所。</p> <p>石炭、原油及びウラン鉱業 金属鉱業 飲料・食品製造業 たばこ製造業 繊維製品製造業 衣服・毛皮製品製造業 革製品、かばん、靴製造業 木材・木製品製造業 パルプ、紙・紙製品製造業 出版、印刷・記録媒体複製業 コークス、石油精製品・核燃料製造業 化学物質・化学製品製造業 ゴム・プラスチック製品製造業 非金属鉱物製品製造業 第一次金属産業 組立金属製品製造業 その他の機械・設備製造業 コンピュータ・事務用機器製造業 その他の電気機械・電気変換装置製造業 電子部品、映像、音響、通信設備製造業 医療、精密、光学機器、時計製造業 自動車・トレーラー製造業 その他の運送設備製造業 家具・その他の製品製造業 再生用加工原料生産業 電気、ガス・蒸気取扱業 水道事業 卸売及び小売業 陸上運送・パイプライン運送業 水上運送業 航空運送業 旅行斡旋、倉庫及び運送関連サービス業 専門、科学、技術サービス業 写真処理業 下水処理、廃棄物処理および清掃関連サービス業 廃棄物処理業 修理業 その他のサービス業 洗濯業</p>

3. 対象事業者 - 報告対象施設の定義

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
報告施設数	41,079事業所(2004年度)	23,811施設(2003年)	8,173施設(2003年)	約10,000施設(2003年)	未発効	約5,000施設(2002年度)	3500の産業施設と300の畜産施設(2003年)	3,618施設(2003-04年)	1,384事業所(2003年)
報告対象となる施設又は事業者	<p>1. 第一種指定化学物質を製造、使用、もしくは取り扱う者</p> <p>2. 事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者</p> <p>対象事業者は、事業所ごとに届出書を作成</p>	<p>「施設」とは、一つのサイト、又は隣接もしくは近接するサイトに所在する建物、設備、その他固定されたもので、同一人物により所有又は操業されているもの。</p>	<p>「施設」には、以下の3つの定義が含まれる。</p> <p>「隣接する施設」とは、一つのサイト、又は隣接もしくは近接するサイトに所在する建物、設備、その他固定されたもので、同一人物により所有又は操業されているもの。かつ、一つの統合されたサイトとして機能しているものをいう。</p> <p>「パイプライン施設」とは、一つのサイト上にある設備の集合で、天然ガス移送、配送パイプラインの操業に使用されているもの。</p> <p>「オフショア施設」とは、洋上の穿孔ユニット、生産プラットフォーム、カナダの大陸棚に取り付けられている海中設備等をいう。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、一操業者が IPPC 指令附属書 I の活動を一以上行う、同じサイト上の一以上の設備を伴う産業コンプレックスをいう。</p> <p>「設備 (installation)」とは、固定された技術ユニットで、IPPC 指令附属書の活動を一以上行うもの。またそのサイト上で行われている活動と技術的な関係があり、排出及び汚染に影響を有する可能性のある、その他の直接的に付随する活動を行うものをいう。</p>	<p>「施設 (Facility)」とは、同一の自然人もしくは法人が運営する同じサイトにある一以上の設備を意味する。</p> <p>「設備 (installation)」とは、附属書 I でリストに挙げられた一以上の活動、及び当該サイトで実施される活動と技術的なつながりを持つ、また排出や汚染に影響を及ぼす可能性がある、その他の直接関連のある活動が実施される固定の技術設備一式を意味する。</p>	<p>「設備 (installation)」とは、PPC 規則の別表 1 に掲げられている事業活動 (前ページ対象業種を参照) を一つ以上行っている「技術ユニット (technical unit)」をいう (EU の IPPC 指令と同じと考えてよい)。</p>	<p>特定施設に関する基本法の対象施設: IPPC の対象業種・活動を行う事業所</p>	<p>「施設」とは、機械装置、プラント、器具、設備、用具、道具、その他施設で行われている活動に関連して使用されるものとともに、ある物質が排出される可能性のある建物又は土地をいう。オフショア施設も含む。</p>	<p>水質環境保全法及び大気環境保全法により、指定物質排出施設の設置許可及び届出を行った事業所</p>
特別要件施設の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法 § 8(1) に規定する施設 ・ 下水道終末処理施設 ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 <p>(ダイオキシン類特措法 § 2(2) に規定する施設)</p>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

3. 対象事業者 - 報告対象事業者のすそ切り

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
雇用者数	常勤従業員 21 人以上の事業者	常勤従業員 10 人以上雇用している施設(年間雇用者労働時間 20,000 時間以上)	年間雇用者労働時間 20,000 時間以上(当該施設で働く常勤、パート、請負者の総勤務時間数)の施設 但し廃棄物・下水污泥焼却、木材保存、燃料ターミナル操業、公営廃水処理施設は、上記年間労働時間に関係なく、対象物質の取扱量で判断される。	業種毎に製造規模によるしきい値	次のいずれかを各国が選択 A 方式:一定規模以上の施設 - 業種区分毎に規模のしきい値 B 方式:従業員 10 人超	なし	雇用者数によるしきい値はない。 但し、特徴的な要件として、畜産については、以下の通り対象施設を限定: - 30kg 以上の食用の豚 2,000 頭を飼育している施設 - 雌豚 750 頭以上を飼育している施設 - 家禽 40,000 羽以上を飼育している施設	なし	事務職、技術職、日雇いを合わせた総従業員数 30 人以上(2004 年度報告から 50 人 30 人に変更)
年間取扱量	・対象物質の年間取扱量(製造+使用)1 トン以上(特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上) 対象物質が原材料、製品等に 1%以上含まれること(特定第一種指定化学物質は 0.1%以上) ・法令で定める特定の施設を設置している事業者	対象物質の取扱量が、以下いずれかの操業形態で基準値以上 ・製造又は加工: 25,000 ポンド(約 11,350kg)/年 ・その他の方法での使用: 10,000 ポンド(約 4,540kg)/年 ・PBT 物質を年間 100 ポンド(約 45kg)以上製造、加工、又は他の方法で使用している施設。 ・特に残留性、蓄積性が高い PBT 物質については 10 ポンド(約 4.5kg)以上。	対象物質をグループ分けし、グループ毎に別個のしきい値を適用。 ・231 物質:含有量 1%以上、取扱量が 10 トン/年以上。 ・水銀:濃度にかかわらず、年間 5kg 以上製造、加工、又は他の方法で使用している施設。 ・カドミウム:含有率 0.1%以上、取扱量が 5kg/年以上。 ・ヒ素、六価クロム、鉛、テトラエチル鉛:含有率 0.1%以上、取扱量が 50kg/年以上。 ・17 多環芳香族化合物:付随的に製造され、放出又は移動された全ての PAH の量が合計 50kg 以上。	なし	次のいずれかを各国が選択 A 方式:物質ごと、排出媒体ごとに、排出・移動量の報告しきい値を設定 <例> 鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年 B 方式:物質毎の年間製造量等でしきい値を設定 <例> 鉛 - 製造・加工・使用 50kg/年	なし	なし	対象物質をグループ分けし、グループ毎に別個のしきい値を適用。 カテゴリ-1:年間 10 トン以上使用。 カテゴリ-1a(全 VOC):年間 25 トン以上全 VOC を使用。又は、25 トン以上使用し、かつ VOC を含む物質の貯蔵タンクの設計容量が 25kt 以上の積み荷貯蔵施設。 カテゴリ-2a(CO, PAH, SO ₂ 等):以下いずれかの燃焼活動を行っている場合。 - 400 トン以上の燃料又は廃棄物を燃焼。 - 1 トン/時以上の燃料又は廃棄物を報告対象期間中に燃焼させたことがある。 カテゴリ-2b(全 2a 物質、ダイオキシン、重金属等) - 2,000 トン以上の燃料又は廃棄物を燃焼 - 60,000MW 以上のエネルギーを報告対象期間中に消費。 - 報告対象期間中に 20MW の電力消費を行ったことがある。 カテゴリ-3(全窒素・全燐):全窒素 15 トン、全燐 3 トン以上。	指定された 15 物質については年間取扱量(製造+使用)1 トン以上(鉛、水銀、ヒ素、アスベスト等) その他の物質については年間取扱量 10 トン以上
排出量の報告しきい値の有無	なし	なし	多環芳香族化合物、大気汚染物質、及び VOC の排出について排出量のしきい値あり(詳細は P.3 参照)。	物質毎に、年間排出量のしきい値。	上記参照	物質毎に、年間排出量のしきい値。	物質毎に、年間排出量のしきい値。	なし	なし

4. 報告内容 -

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国	
報告施設情報	1.事業者の名称 2.事業所の名称 3.所在地 4.事業所において常時使用される従業員の数 5.事業所において行われる事業が属する業種 6.第一種指定化学物質の排出量及び移動量(別紙) 7.担当者(問い合わせ先)	Part 1: 施設特定情報 1.報告年 2.企業秘密情報 3.報告責任者(氏名、職名、署名、日付) 4.施設(名称、ID No.、住所、郵便番号、技術担当者名、緯度・経度、SICコード、D&B番号、RCRA ID、NPDES許可番号、地下注入井戸コード(UIC)ID) 5.親会社情報(名称、D&B番号)	以下、カナダの報告は電子報告システムを用いており、実際は Yes/No の回答により適宜報告項目が省かれるようになっている。 施設特定情報 1.NPRI ID、ウェブサイトアドレス、D&B番号 2.施設名、住所 3.親会社名 4.施設問い合わせ先 5.施設問い合わせ先住所 6.施設技術問い合わせ先 7.施設技術問い合わせ先住所 8.請負事業者問い合わせ先 9.請負事業者問い合わせ先住所 10.事業者コーディネーター 11.事業者コーディネーター住所 12.ダイオキシン/フラン類、ヘキサクロロベンゼンの報告に関連ある事業活動 13.PAH の報告に関連ある事業活動 14.基本大気汚染物質 15.汚染防止計画 16.その他環境規制または許可(任意) 17.コメント 18.本提出に対する事業者公式の保証 19.事業者の公式住所	施設の特定 1.親会社の名前 2.施設の名前 3.施設の住所/都市 4.郵便番号/国 5.位置の経・緯度 6.NACEコード(4桁) 7.主な経済活動 8.生産量(任意) 9.規制主体(任意) 10.設備数(任意) 11.年間操業時間数(任意) 12.従業員数(任意) 附属書 事業活動/工程(事業コード) 4. 事業 委員会への提出日 加盟国における担当者(電話、FAX、E-mail)	特定書式の提示なし	Part1 運営管理者・サイト 1.運営管理者(許認可番号、氏名、住所、連絡先) 2.サイト及びサイトの運営(NACEコード、NOSE-Pコード、当該報告の対象暦年) (任意事項:従業員数、施設の稼働時間、主な経済活動による総年間生産量、電力・ガス・石油・石炭・水の年間消費量、一般問い合わせ用 e-mail、ウェブ) 3.宣言(署名、氏名、所属、日付)	施設情報 1.所有者名 2.施設名 3.住所 4.登録企業名 5.SIRET N° 6.企業のAPEコード 7.当該施設で行われている主な活動 8.NOSE-Pコード 9.その他の活動 10.報告対象年等	セクション A: 報告施設情報 施設情報 1.登録企業名 2.施設名 3.登録住所 4.企業コード 5.環境庁許可番号 6.施設の位置(経・緯度) 7.ANZSICコード 8.当該施設で行われている主な事業活動又は工程 <u>一般問い合わせ用</u> 名前、所属、電話、e-mail、ウェブアドレス <u>技術的問い合わせ用</u> 氏名、所属、電話、e-mail、技術担当者の郵便用住所 <u>その他</u> 平均的常勤従業員者数 セクションD: 報告責任者 施設の所有者の詳細(氏名、所属、署名、日付) 報告書を作成するのに要した資源(人的費用、コンサルタント等の外部費用、コメント)	事業者に関する一般事項情報 1.事業者名 2.代表者 3.事業所所在地 4.管轄機関 5.事業者登録番号 6.業種 7.従業員数 8.産業団地名 9.農工団地名 10.資本金 11.年間売上高 12.年間操業日数 13.一日平均操業時間 14.有毒物取扱営業の種類 15.国家座標 16.上水源保護区域名 17.水質保全特別対策地域名 18.大気保全特別対策地域名 19.流入水系名 20.事業所内廃水処理施設の種類の 21.事業所内廃棄物処理施設の種類の 22.事業所の規模 23.確認者署名	事業者に関する一般事項 1.事業者名 2.代表者 3.事業所所在地 4.管轄機関 5.事業者登録番号 6.業種 7.従業員数 8.産業団地名 9.農工団地名 10.資本金 11.年間売上高 12.年間操業日数 13.一日平均操業時間 14.有毒物取扱営業の種類 15.国家座標 16.上水源保護区域名 17.水質保全特別対策地域名 18.大気保全特別対策地域名 19.流入水系名 20.事業所内廃水処理施設の種類の 21.事業所内廃棄物処理施設の種類の 22.事業所の規模 23.確認者署名
取扱量報告の有無	報告なし	・サイト内の当該物質の最大保有量 ・生産量増減比率	(任意事項として) 生産量増減比率	(任意事項として) 生産量	言及なし	(任意事項として) 主な経済活動による総年間生産量	報告なし	対象物質の使用量	・事業所内の最大保有量 ・取扱量及び用途 但し、行政情報として収集されるデータであり、一般には開示されない。	

4. 報告内容 -

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
排出量	1.第一種指定化学物質の名称 2.第一種指定化学物質の号番号 3.排出量 ・大気への排出 ・公共用水域への排出 (排出先の河川、湖沼、海域等の名称) ・当該事務所における土壌への排出(埋立処分以外) ・当該事業所における埋立処分	Part2: 化学物質別情報 1.有害物質の特定(CAS 番号、物質・分類名、一般名、ダイオキシン・ダイオキシン類各種類の分類) 2.混合物組成の特定(供給者が使用している一般名) 3.施設内における製造、加工、使用形態 4.サイト内の当該物質の最大保有量 5.各環境媒体への排出量 (媒体:大気(非点源・点源)、水、地下注入、埋立処分地) (項目:総排出量、推定基礎)	物質識別情報 1.測定単位 2.「推計基礎」コード 3.ダイオキシン/フラン、ヘキサクロロベンゼン 4.事業活動の性質 5.EPA の用途情報 環境への排出 1.サイト内で当該物質を排出したか? 2.1 トン未満の排出 3. サイト内での当該物質の環境への排出 4.割合毎の排出の内訳 5.昨年からの排出量の変化の理由 6.予想される排出	大気へのしきい値を超える汚染物質排出データ 1.汚染物質 水へのしきい値を超える汚染物質排出データ 1.汚染物質	汚染物質の大気、水、及び土壌への排出	Part2 大気への排出 1.物質リスト(排出量、算定方法、通知すべき排出か否か、企業秘密の有無) 2.大規模燃焼施設指令(LCPD)対象施設(排出量、算定方法、企業秘密の有無) Part3 水及び下水への排出 3.物質リスト(排出媒体(河口・河川・海) 排出量、算定方法、企業秘密の有無)	大気への排出 1.汚染物質 2.排出量(kg) 3.データの正確性(15%以下はP1、15~50%はP2、50%以上または明確でない場合はP3) 4.算定方法 等 水への排出 1.汚染物質 2.排出量(kg) 3.排出物質の種類 4.浄化場所・所有者名 5.最終処理場等の名称 6.データの正確性 7.算定方法 8.年間排出量(m ³) 等	セクションB:物質排出情報 Part1: NPI しきい値決定 (物質カテゴリー毎に適用される NPI 報告しきい値を説明) Part2: 物質の使用・排出 物質リスト(使用量、大気・水・土壌への排出量、算定方法)	化学物質排出量・移動量調査票 1.対象化学物質(物質名、CAS 番号、企業秘密の有無、事業所内の最大保有量、取扱量及び用途) 2.対象化学物質の環境中排出量(大気、水、土壌、事業所内埋立量、算定方法)
土壌への排出報告	あり	(埋立処分のみ)	(土壌への流出や漏出のみ)	なし	あり	なし	なし(但し、任意による報告の仕組みあり)	あり	あり
廃棄物の移動量	廃棄物の移動量(マス)			廃棄物移動量の報告なし	・年間2 トンを超える有害廃棄物、又は年間2,000 トンを超える非有害廃棄物のオフサイトへの移動。	Part4 サイト外廃棄物移動量 全有害廃棄物移動量(トン数にかかわらず)その他の廃棄物については5 トン以上	有害廃棄物の移動量	廃棄物移動量の報告なし	
	廃棄物の移動量(廃棄物中の有害物質)	4.移動量 ・下水道への移動 ・当該事業所の外への移動	6.サイト外への廃棄物中の有害物質の移動 (公共処理施設への移動:総移動量、算定方法、移動先及び住所)(他のサイト外への移動:名称、住所、処理方法) 7A.サイト内での廃棄物処理方法・効率(処理方法、流入濃度範囲、廃棄物処理推定効率、運転記録利用の有無)	・リサイクル目的のサイト内外の廃棄物移動量 ・なぜ物質がリサイクルのためにサイト外で処分されたのか、移動されたのか ・サイト内外処分量 ・昨年からの処分量の変化の理由 ・予想される処分量 ・リサイクル目的のサイト外移動量 ・昨年からのリサイクル量の変化の理由 ・予想されるリサイクル量 1998 年までは任意の報告だったため、廃棄物移動量のデータは義務化された 1999 年から。	・一定のしきい値を超える、排水処理場に送られる排水中の汚染物質のオフサイトへの移動				3.対象化学物質の移動量(廃水処理業者への移動量、廃棄物処理業者への移動量、算定方法、事業者名、許可番号)

4. 報告内容 -

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	PRTR 議定書	英国	フランス	豪州	韓国
排出削減活動	報告なし	8.排出源の削減及びリサイクル活動 ・サイト内・外での処分量 ・サイト内・外でのエネルギー回収量・リサイクル量・処理量 ・修復措置、天災、又は生産工程に関係のない一度限りの出来事のため結果排出された量 ・生産比率又は事業活動指標* ・報告年において行った当該化学物質に対する排出源削減措置及び方法 上記各項目について前年、当該年、翌年、翌々年を記入	・汚染防止活動 ・生産比率又は事業活動指標（任意）*	報告なし	報告なし	報告なし	報告なし	セクションC：排出削減活動 1.よりクリーンな生産活動（排出源の削減）15項目の選択式 2.汚染抑制機器の設置（end-of-pipeの削減）14項目の選択式 3.その他排出削減情報（著しく排出が削減された5つの物質名、物質番号を挙げ、以下の選択肢から、その排出削減理由を選択） - クリーン生産活動 - 汚染抑制機器 - 異なる排出推計手法の利用 - 生産レベルの低下 - その他	4.対象化学物質の排出量削減活動（前年度及び報告年度の排出量・移動量、排出量の削減活動）
その他特徴ある項目	特になし	7B.サイト内のエネルギー回収工程 7C.サイト内のリサイクル工程	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
廃棄物処理施設や埋立処分場などに対する特別の配慮の有無	他法令に基づき測定項目となっている対象物質のみ排出量を把握し、届け出ればよい。	・有害廃棄物処分及び溶剤回収施設向け報告ガイドランス（134頁）	・廃水処理施設向け報告ガイドランス（41頁）	なし	なし	・埋立処分場向け報告ガイドランス（6頁） ・廃棄物処理施設向け報告ガイドランス（6頁）	未調査	・都市固形廃棄物（MSW）埋立処分場向け推計マニュアル（47頁） ・下水・廃水処理施設向け推計マニュアル（68頁）	調査中

生産比率又は事業活動指標（Production Ratio or Activity Index）：前年度からの生産量の増減を示す生産量比率、生産活動以外の事業活動（例えば生産設備や金型の洗浄）の増減を示す事業活動指標を見ることで、実際の施設の環境パフォーマンスを知ることができる。

5. データの公表 - 届出の集計データ

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	英国	フランス	豪州	韓国
集計データの公開	<p>◇ 届出排出量及び移動量の集計結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別 ・ 都道府県別 ・ 全国 <p>◇ 届出外排出量の集計結果</p> <p>◇ 移動体からの排出量</p>	<p>◇ Public Data Release report (PDR)</p> <p>当該年の TRI データと傾向についての情報の一般概要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイト/オフサイト排出・処分量データ ・ 業種別の排出データ ・ トップ 10 郡 ・ トップ 50 施設 ・ 鉛・水銀・ダイオキシンの業種・州別のデータ ・ 廃棄物中の化学物質 ・ リサイクルデータ ・ エネルギー回収データ ・ オンサイト/オフサイトで処理された化学物質 <p>◇ 州ごとの State Fact Sheets も PDR レポートと合わせて毎年公表される。</p>	<p>◇ National Overview - Summary of 2002 Data</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイトの排出 ・ 最終処分量 ・ 最終処分のためのオフサイトの移動量 ・ リサイクル・エネルギー回収のためのオフサイト移動量 	<p>◇ 旧 EU 加盟 15 ヶ国の物質別、事業活動別、排出媒体別の集計データ</p>	<p>◇ スポットライト 2004 企業の環境パフォーマンスの公表として、業種ごとに 5%以上の貢献をしている排出データを公表</p> <p>◇ PI データ報告：1998～2001 年の傾向と分析内容を改訂しつつ、今後順次年度を拡大していく予定</p>	<p>◇ 届出排出量・廃棄量の集計結果（但し、現時点では 2002 年度まで）</p>	<p>◇ NPI サマリー・レポートで概要を公表</p> <p>< 非点源排出の概況 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車、建築塗装、道路交通、家庭・商業用溶剤、家庭固形燃料燃焼、その他の 6 排出源の概要 <p>< 点源排出の概況 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州別報告施設数 ・ 業種別排出量 ・ クリーン・プロダクション（成功取組事例の紹介） ・ 化学物質排出データ（ホルムアルデヒドの排出データ紹介） ・ 大気・水・土壌への排出事例 	<p>◇ TRI 報告書として集計データ概要を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量トップ 10 化学物質 ・ 排出量増減状況 ・ 業種別 ・ 地域別 ・ 環境媒体別（大気・水・土壌） ・ 主要工程別 ・ 産業団地別 ・ 水系別 ・ 発ガン（可能）性物質の排出量 ・ 処理業者別/地域別廃棄物移動量 ・ 年度別排出量の推移 ・ 2003 年度排出量調査結果の示唆点 ・ 排出量調査の問題点および改善方策
集計データの公表時期 (2003 年度)	◇ 2005 年 3 月 18 日	◇ 2005 年 5 月 11 日	ウェブ上のオンラインデータベースの更新による公表のため不明	◇ 2004 年 2 月 23 日 (2001 年度データのウェブサイト上での公表)	ウェブ上のオンラインデータベースの更新による公表のため不明	◇ 2004 年 10 月 7 日 (2002 年度)	◇ 2005 年 1 月 31 日 (ウェブサイト上での公表)	◇ 2005 年 6 月
集計データの公表頻度	毎年	毎年	毎年	3 年ごと	毎年	毎年	毎年	毎年
集計データ公表ウェブサイト	<p>◇ PRTR データ集計結果</p> <p>http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/ 又は</p> <p>http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html</p>	<p>◇ Public Data Release 及び State Fact Sheet</p> <p>http://www.epa.gov/tri/tridat/index.htm#pdr</p>	<p>◇ National Overview - Summary of 2002 Data</p> <p>http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/2004N_Overview/2002Summary/2002summary_e.cfm</p>	<p>◇ EU15/Member States Overview</p> <p>http://www.eper.cec.eu.int/eper/Emissions_member_state.asp?i=_e</p>	<p>◇ Pollution Inventory Data</p> <p>http://www.environment-agency.gov.uk/business/444255/446867/255244/255281/?lang=_e</p>	<p>◇ Rejet et pollution</p> <p>http://www.eaufrance.fr/rubrique.php3?id_rubrique=92&id_article=60</p>	<p>◇ NPI Summary Report 2003-04</p> <p>http://www.npi.gov.au/publications/sixth-report/index.html</p>	<p>◇ 2006 年 2 月より TRI 情報公開サイトをオープン予定。</p> <p>化学物質排出量情報検索として予定されているコンテンツは、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度別排出状況 ・ 物質別排出状況 ・ 業種別排出状況 ・ 地域別排出状況（市別、管轄機関別、産業団地別、農工団地別、流入水系別） <p>地域別排出状況では、以下の情報が閲覧できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水・土壌への排出量 ・ 全体の排出量 ・ 排水移動量 ・ 廃棄物移動量 ・ オンサイト埋立量 ・ 全体の移動量

5. データの公表 - 届出外データ

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	英国	フランス	豪州	韓国	
届出外データの公表	<p>◇ 届出外排出量の集計結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象業種のうち届出要件の対象外となるもの 非対象業種 家庭 移動体 	<p>TRI 制度の下では公表なし</p> <p>1996 年 TRI データ報告までには非点源排出データも公表されていたが、その後 1999 年データから、「国家排出インベントリー (NEI : National Emission Inventory)」の下で、大気への排出についてのみ非点源排出データを公表するようになった模様。</p> <p>NEI の下での非点源排出データ (郡ごとに推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭やオフィスビルなど報告要件に該当しない小規模点源排出 野火や農業などの非点源排出 移動体 (自動車、航空機、船舶) <p>NEI の対象物質は CO、NOx、SOx、VOC、PM_{2.5}、PM₁₀、アンモニア</p>	公表なし	公表なし	<p>但し 2007 年の排出データから実施される予定の新たな E-PRTR 規則の下では、加盟国による非点源排出の報告が求められるようになる。</p> <p>2005 年 12 月に公表された E-PRTR 規則のガイダンス (案) では、最初の試行的段階として、対象 91 物質に対し、大気、水、土壌への排出について、道路交通、船舶輸送、空輸、農業、建設、溶剤使用、家庭での燃料燃焼、化石燃料小売、小規模事業者について、既存の排出データのインベントリーを整理する、とある。</p>	<p>PI 制度の下では公表なし</p> <p>但し、大気への排出については、「国家大気排出インベントリー (NAEI : National Atmospheric Emissions Inventory)」により、一定の物質について家庭、農業、運輸、移動体などの非点源排出も推計の上州ごとに報告がまとめられている。</p> <p>NAEI の対象物質は 44 物質 (10 物質群を含む)</p>	公表なし	<p>◇ 大気域 (airshed) 及び集水域 (water catchment) における非点源排出の推計を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 運輸などの非事業活動 芝刈りなどの家庭活動 パン製造などの商業活動 小規模事業者など報告要件の対象外となる事業活動 <p>非点源排出の推計は 1996 年以降行われているが、毎年行われていない。大気については NPI 90 物質、水については原則として全リンと全窒素、一部重金属について推計を行う。</p> <p>州及び準州が推計を実施。</p> <p>非点源排出データのデータソースとして 61 の排出源が挙げられている。</p>	公表なし
届出外排出量の推計方法	<p>◇ 公表されている届出外排出量の推計方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者 少量取扱事業者 農薬 殺虫剤 接着剤 塗料 漁網防汚剤 医薬品 洗浄剤・化粧品等 防虫剤・消臭剤 汎用エンジン たばこの煙 自動車 二輪車 特殊自動車 船舶 鉄道車両 航空機 水道 オゾン層破壊物質 ダイオキシン類 低含有率物質 	届出外データの公表なし	届出外データの公表なし	届出外データの公表なし	届出外データの公表なし	届出外データの公表なし	<p>◇ 非点源排出マニュアル (現在 21 マニュアル)</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機 水産養殖 (温帯) 水産養殖 (熱帯) 建築上の塗装 バーベキュー 森林火事・予定森林火災 商業用船舶/ボート、レクリエーション用ボート アスファルト道路の敷設・修復 家庭用/商業用溶剤、エアゾール使用 ドライクリーニング 小規模施設による燃料 (石炭、ガス、木材等) 燃焼 気体状燃料燃焼 (家庭) 産業での溶剤使用 芝刈り (家庭) 自動車 自動車表面仕上げ 舗装・非舗装道路の自動車の通行による砂埃 印刷・グラフィックアート 鉄道 ガソリンスタンド 固形燃料燃焼 (家庭) <p>その他の非点源排出については、別途策定されている推計手法マニュアル (現在 93 マニュアル) を参照</p>	届出外データの公表なし	

5. データの公表 - 届出の個別データ

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	英国	フランス	豪州	韓国
施設毎の個別データ	◇開示請求による	◇施設毎の個別データの公表	◇施設毎の個別データの公表	◇施設毎の個別データの公表	◇施設毎の個別データの公表	◇施設毎の個別データの公表	◇施設毎の個別データの公表	◇ 2008.1.1 より施設ごとの個別データを公表予定
報告項目に対する公表状況（企業秘密除く）	開示請求があった場合は、以下の情報を開示。 ◇事業者、事業所に関する情報（名称、所在地等） ◇事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報 ・第一種指定化学物質の名称 ・大気への排出量 ・公共用水域への排出量及び排出先の名称 ・土壌への排出量 ・下水道への移動量 ・事業所外への移動量	◇「.報告内容-」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出削減活動」に示した項目について全てを公表。	◇「.報告内容-」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出量」「土壌への排出報告」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出削減活動」に示した項目について全てを公表。	◇「.報告内容-」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出量」に示した項目について全てを公表。	◇「.報告内容-」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目のうち、「排出量」の算定方法を除き公表。	◇「.報告内容-」の「報告施設情報」に示した項目について全てを公表。 ◇「.報告内容-」の「排出量」「廃棄物の移動量」に示した項目について全てを公表。	◇「.報告内容-」の「報告施設情報」に示した項目のうち、セクションD（報告責任者・施設の所有者の詳細、報告書を作成するのに要した資源、コメント）を除き公表。 ◇「.報告内容-」の「排出量」「土壌への排出報告」に示した項目のうち、「Part2 物質の使用・排出」における使用量と算定方法を除き公表。 ◇「.報告内容-」の「排出削減活動」に示した項目のうち、最も排出量を削減した5物質に対して実施したクリーン生産活動および汚染抑制機器を除き公表。	2008年1月1日まで、個別データの公表なし
ウェブ上のデータベース	なし	◇ TRI Explorer ・ 排出データ(報告年、場所、物質名、施設名で絞り込み) ・ 州ごとの集計データ(State Fact Sheet) ・ 廃棄物の移動量・処分量 http://www.epa.gov/triexplorer/ ◇ TOXNET システム 環境又は人の健康に関心を持つ人向けに、TRI データと健康情報をアクセス可能にしたオンラインデータベース http://toxnet.nlm.nih.gov/	◇ NPRI データベース ・ 物質名 ・ 施設名 ・ 業種 ・ 場所 ・ 地図検索 http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/npri_online_data_e.cfm	◇ EPER データベース ・ 物質名 ・ 施設名 ・ 事業活動 ・ EU15 加盟国全体の集計データ及びEU15加盟国ごとのデータ ・ 地図検索 http://www.eper.cec.eu.int/eper/SubLevel.asp?level=1&i=	◇ “What’s in your backyard” ・ 報告年 ・ 事業活動 ・ 場所 (データ収集は1990年から行っていたが、現在の情報レベルになったのは1998年以降) http://www.environment-agency.gov.uk/maps/	◇ オンラインデータベース ・ 物質名 ・ 施設名 ・ 事業活動 ・ 廃棄物 ・ 場所・地図 http://www.pollutionsindustrielle.s.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php	◇ NPI データベース ・ 物質名 ・ 施設名 ・ 排出メディア ・ 業種 ・ 場所 http://www.npi.gov.au/	なし
地図検索機能	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし

5. データの公表 - 届出の個別データ (続き)

事項	日本	米国	カナダ	EU/EPER	英国	フランス	豪州	韓国
加工できる生データの提供	<p>◇CD-R にて 1 年分のデータを一括請求可能 (テキスト形式)</p>	<p>◇ e-FDR (Electronic Facility Data Release)</p> <p>施設ごとの報告データを速報として、データの分析を含まず、報告フォームそのままの形で公表</p> <p>http://www.epa.gov/tri-efdr/</p> <p>◇オンラインデータベース TRI Explorer により、ユーザーの関心に沿ったレポートを作成し、ダウンロードすることができる。</p>	<p>◇ アクセス又はエクセル形式でダウンロード可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設情報 (報告年/ID/住所/施設名/親会社名) 化学物質情報 (CAS 番号/単位/EPA 対象物質か/VOC か/PAH か等) コメント 連絡先 (電話・FAX・Eメール) 産業分類コード 排出データ 廃棄物処分量 廃棄物移動量 リサイクル量 排出削減活動 <p>(2003 NPRI National Database)</p>	<p>◇ CSV及びXML形式でダウンロード可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設情報 (施設・報告・国 ID/報告年/親会社名/施設名/住所/ウェブアドレス) 地理座標系/緯度・経度 NACE (経済活動分類) コード 生産量 規制機関 設備数 操業時間 雇用者数 連絡先 (電話・FAX・Eメール) 施設コード 計測手法 排出量 汚染物質名 排出源分類と NOSE-P プロセスコード <p>各国ごとに全施設一括でダウンロードすることも可能</p>	<p>◇ エクセル形式で、1998 ~ 2004 年データについて、物質別、環境媒体別の排出傾向グラフを自分で作成することができるスプレッドシート (Pollution Inventory Data Trends Spreadsheet)</p>	<p>◇ エクセル形式でダウンロード可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 物質コード 施設コード 廃棄物コード 排出年 排出量 備考 <p>http://www.pollutionsindustrielles.ecologie.gouv.fr/IREP/index.php</p>	<p>◇ エクセル形式でダウンロード可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設排出データ 大気排出データ 水域排出データ <p>http://www.npi.gov.au/databases/download-data.html</p>	<p>◇ 個別データの公表なし</p>